

# いざ! いうときに 八尾市国民保護計画

八尾市では、武力攻撃や大規模テロ等といった事態が発生した場合に、住民の避難や救援などの国民保護措置が的確・迅速に実施できるよう八尾市国民保護計画を策定しています。

## 八尾市国民保護計画とは

この計画は、平成16年6月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）の規定により、国が定める「国民の保護に関する基本指針」及び大阪府が定める「大阪府国民保護計画」に基づき市が作成しなければならないとされている計画です。

武力攻撃や大規模テロといった事態が発生した場合に、国の方針に基づき、市が、国・府・市町村・関係機関などと連携・協力して、的確・迅速に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものであり、市では国民保護法に基づき『八尾市国民保護協議会』を設置し、この協議会や市民のみなさんのご意見を踏まえ、平成19年1月に計画を作成しました。

また、上位計画である国の「国民の保護に関する基本指針」及び「大阪府国民保護計画」の変更や関係法令の改正、「八尾市地域防災計画」の改訂、組織名称の変更等に伴う所要の事項の変更を適宜行っております。

## 八尾市国民保護計画の主な内容

### 第1編 総論

計画の目的や対象、国民保護に関する基本方針として9項目を掲げています。

また、計画が対象とする武力攻撃事態や緊急処理事態などについて、また武力攻撃事態等対処において特に留意しなければならない事柄として、関係機関の責務と役割、市の地理的・社会的特徴などについても記載しています。

### 第2編 武力攻撃事態等への対処

市の初動体制の確立や、高齢者、障がい者などの避難行動要支援者への警報・避難指示の伝達方法、さらに想定される事態に応じた避難誘導のほか、食料・医療などを提供する救援や消火などの救助活動などの災害対処について記載しています。

### 第3編 平素からの備え

事態対処を的確に実施するための平素からの備えとして、市の体制整備や関係機関との連携、住民に対する広報・啓発、物資及び資材の備蓄・整備、複数の避難実施要領パターンの作成、住民避難や緊急物資の運送経路などの確保などについて記載しています。

### 第4編 復旧等

施設等の復旧や権利利益の救済、損失・損害補償などについて記載しています。

## 基本方針

1. 基本的人権の尊重
2. 国民の権利利益の迅速な救済
3. 国民に対する情報提供
4. 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保
5. 国民の協力
6. 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
7. 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施
8. 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保
9. 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

## 国民保護が対象とする事態

### ●武力攻撃事態

- ・ 着上陸侵攻
- ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・ 弾道ミサイル攻撃
- ・ 航空攻撃

### ●緊急処理事態

- ・ 原子力事業所等の破壊など
- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破
- ・ ダーティボム（放射性物質などの核汚染物質を詰めた爆弾）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌、サリン等の大量散布など
- ・ 航空機等による自爆テロなど

## 八尾市国民保護計画の閲覧場所

- 情報公開室 八尾市本町一丁目1番1号 072-991-3881（代表）
- 八尾市役所ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp/0000025131.html>

## 国民保護に関する情報閲覧場所

- 国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp>
- 総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp>
- 大阪府 <http://www.pref.osaka.lg.jp>

## 国民保護に関する情報提供先

- 八尾市危機管理課 八尾市本町一丁目1番1号 072-991-3881（代表）

## 国民保護措置の内容（実施の流れは右図参照）

### 1. 避難

- 国は、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令や避難措置の指示を行う。
- 警報の内容は、テレビ・ラジオで放送される。市では、国から知事を経由して受けた警報の内容を、以下の方法により住民に伝達する。
  - ・防災行政無線
  - ・コミュニティFM（エフエムちゃお）
  - ・ケーブルテレビ（J：COM）
  - ・広報車
  - ・ホームページ
  - ・携帯電話のエリアメールなど

### 2. 救援

市は、大阪府や関係機関などと協力して、避難所の開設、医療の提供、食品や飲料水などの生活必需品の供給などの救援活動を行う。

### 3. 安否情報の収集・提供

市は、行方不明になったり、家族と離ればなれになった人たちのために安否情報を収集し、避難所などに窓口を設置し、住民からの照会に応じる。

### 4. 被害の最小化

市は、大阪府や関係機関と協力して、武力攻撃やテロなどによる被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行う。



（オレンジ色字に青の正三角形）

このマークは、国民保護措置に係る職務を行う者等及び保護措置のために使用される場所等を認識させるための国際的な特殊標章です。

# 国民保護措置等の実施の流れ



	避難		救援		武力攻撃災害対処	
	警報	避難	食料・医療	安否情報	消防	警戒区域
国	発令	措置指示	救援指示	国民へ提供	(措置指示)	
府	通知	避難指示	関係者に 提供を要請	国へ報告 住民へ提供	(措置指示)	[緊急の場合 府も設定]
市	警報を 住民へ伝達	住民を 避難誘導	救援事務の 一部を実施	収集・整理 住民へ提供	住民を火災 等から保護	区域を設定し 立入制限等

